

託送供給等特例認可について

(2024年7月25日からの大雨に係る料金等の特別措置)

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2024年7月25日からの大雨の影響により、2024年7月25日に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内において、2024年7月25日からの大雨により被災された電気の使用者（原則として災害救助法適用地域〔2024年7月25日以降、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、2024年7月25日からの大雨による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む。〕の電気の使用者とする。）を需要者とする供給地点に係る託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から2025年1月末日までに申出があった場合または2024年7月25日からの大雨により被災された発電者（原則として災害救助法適用地域〔2024年7月25日以降、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、2024年7月25日からの大雨による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む。〕の発電者とする。）の受電地点に係る発電量調整供給について、当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者から2025年1月末日までに申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

なお、当社は、電気の使用者または発電者の被災状況を確認するため、必要に応じて罹災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがある。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2024年6月（支払期日が2024年7月25日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の供給側料金算定日を、託送供給等約款（2024年1月17日認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、2025 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを 2025 年 1 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）、64（通信設備等の施設）および 66（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除

する。

- 7 被災された発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金の2024年6月（支払期日が2024年7月25日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の支払期日を、託送供給等約款34（支払義務の発生および支払期日）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
- 8 被災された発電者の受電地点において、被災時から引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限る。）には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。
- 9 被災された発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、2025年1月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を免除する。なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の系統設備効率化割引は適用しない。
- 10 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

以 上